

参議院埼玉県選出議員 補欠選挙のお知らせ

投票日は10月27日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

問合せ 越谷市選挙管理委員会 ☎963-9276 (投票日当日は☎963-9062)

参議院埼玉県選出議員補欠選挙が10月27日(日)に行われます。年齢要件や住所要件は次のとおりです。

越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成13年(2001年)10月28日以前に生まれた方

〈住所要件〉

- ①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方
- ②転入した方：令和元年(2019年)7月9日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き10月9日まで越谷市に住所を有する方

7月10日以降に市外から転入した方は越谷市では投票できません

令和元年7月10日以降に転入届け出をした方は、越谷市では投票できません。ただし、埼玉県内の他市町村から転入した方は、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

埼玉県内の市町村へ転出した方

令和元年6月26日以前に越谷市から転出した方は、越谷市で投票できません。

令和元年6月27日以降に越谷市から県内の市町村に転出された方で、新住所地への転入届け出が令和元年7月10日以降の方は新住所地で投票できず、越谷市で投票することになります。

*転出は、予定年月日で処理されます

埼玉県外の市区町村へ転出の場合は、取り扱いが異なります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください

市内で転居した方

令和元年9月20日以前に転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。9月21日以降に転居の届け出をした方は転居前の投票所で投票してください。投票所は入場整理券をご確認ください。

投票所入場整理券は封書で発送します

入場整理券(投票日時や投票所を明記した案内)は、同一世帯(6名まで)を封書に入れ、9月20日現在の住所に発送します。

お体の不自由な方の投票所での投票について

◆車椅子・スロープ

病気やけがで、歩くことが不自由な方のために、車椅子・スロープが備えてあります(一部投票所を除く)。また、車椅子用の記載台も備えてあります。お困りのことがあれば、係員にお申し出ください。

◆代理投票

字を書くのに不便を感じる方、視力に障がいのある方は、係員が本人に代わって、投票用紙に記載する「代理投票」制度があります。係員に代理投票したいことをお申し出ください。

◆点字投票

視力に障がいのある方は、点字で投票することもできます。係員に点字で投票したいことをお申し出ください。点字器は投票所に用意してあります。

ポスター掲示場を設置します

ポスター掲示場を市内512カ所に設置します。この掲示場は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のもので、壊したり汚したりすると罰せられます。また、風などで倒れたり、ポスターがはがれたりしている場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙公報は新聞に折り込みます 10月中旬予定

候補者の政見や経歴、写真などを掲載した選挙公報は新聞に折り込みます(10月中旬予定)。(市役所・各地区センター・市内の駅などにも備え置きます)また、埼玉県選挙管理委員会のホームページにも掲載が予定されています。

詳しくは市ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/> でお知らせします。

*選挙公報のご自宅への郵送をご希望の方は、選挙管理委員会までお問い合わせください

開票は即日、市立総合体育館で行います

開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。また、投・開票速報をホームページで行います。時間は投票速報が午前9時10分ごろから、開票速報は午後10時10分ごろからとなります。

投票所の変更

市役所周辺で越谷市民まつりが行われるため、今回の選挙のみ、第60投票区の投票所が「越谷市役所」から「越谷・松伏水道企業団」に変更となります。

期日前投票・不在者投票について

市内4カ所の期日前(不在者)投票所で行う方法

投票日当日に仕事や旅行、地域の行事、冠婚葬祭などのために、投票に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

期日前(不在者)投票所は市役所のほか、新越谷駅、北部市民会館、イオンレイクタウンkaze^{カゼ}に設けます。場所により投票期間・時間が異なりますので、ご注意ください。なお、新越谷駅期日前(不在者)投票所には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。入場整理券裏面の宣誓書に必要事項をご記入のうえお持ちいただくと、スムーズに受付ができます。

転出先または滞在地の選挙管理委員会で

転出のほか、市外の滞在が投票日当日を含めて長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、越谷市選挙管理委員会委員長宛に、

指定されている施設で行う方法

直接または郵送で投票用紙等の請求をしてください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持って、転出先または、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。なお、郵送に日数がかかりますので、請求はお早めにお願います。

【投票用紙等の請求先】

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 越谷市選挙管理委員会委員長宛

不在者投票宣誓書兼請求書(記入例)

私は、令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであることを宣誓し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

令和元年〇〇月〇〇日

- ① 氏名(ふりがな)
- ② 生年月日
- ③ 名簿登録地(越谷市)の住所
- ④ 投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(方書まで)・連絡先の電話番号
- ⑤ 投票日当日、投票所へ行くことができない理由(仕事、旅行、転出など)

郵便で行う方法

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票ができる方は次のとおりです。

- ◆身体障害者手帳をお持ちで次の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の方
 - ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の方
 - ③ 免疫、肝臓の障がいの程度が1級～3級の方
 - ◆戦傷病者手帳をお持ちで次の①、②のいずれかに該当する方
 - ① 両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症～第2項症の方が特別項症～第2項症の方
 - ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症～第3項症の方
 - ◆介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が要介護5の方
- 〈郵便投票証明書が必要です〉
投票用紙等の請求には郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は申請してください。郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票用紙等の交付請求書を添えて10月23日(水)までに請求してください。
- *郵便等による不在者投票における代理記載制度については、選挙管理委員会にお問い合わせください

期日前投票所の場所・投票期間・時間は下記のとおりです

市役所 (第三庁舎1階会議室)	新越谷駅 (1階自由通路内)	北部市民会館 (1階ロビー)	イオンレイクタウン kaze (3階イオンホール)
<p>10月11日(金)～26日(土)、 午前8時30分～午後8時</p>	<p>10月17日(木)～22日(祝)、午前9時～午後7時 10月23日(水)～25日(金)、午前9時～午後8時 10月26日(土)、午前9時～午後5時</p>		

*各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください